

ひょうご内水面漁業振興方策

(内水面漁業の振興に関する法律に基づく県計画)

兵 庫 県

目次 (ページ数)

| | |
|--------------------------------------|----------|
| はじめに | 1 |
| 第1章 兵庫県における内水面漁業の現状 | 2 |
| 1 河川漁業 | 2 |
| (1) 漁業協同組合 | 2 |
| (2) 生産量 | 3 |
| (3) 増殖事業 | 3 |
| (4) 遊漁 | 4 |
| 2 養殖業 | 4 |
| (1) 経営体数 | 4 |
| (2) 生産量 | 5 |
| 3 内水面漁業における多面的機能 | 5 |
| 第2章 内水面漁業振興に向けての方策 | 6 |
| 1 基本的方向 | 6 |
| 2 内水面水産資源の回復及び内水面漁業の健全な発展 | 6 |
| (1) 内水面水産資源の増殖及び養殖の推進等 | 6 |
| (2) 特定外来生物等による被害の防止措置に対する支援等 | 8 |
| (3) 内水面水産資源への伝染性疾病の予防等 | 9 |
| 3 内水面における漁場環境の再生 | 10 |
| (1) 森林の保全等による良質な水の確保 | 10 |
| (2) 内水面水産資源の生育に資する施設の整備 | 11 |
| (3) 自然との共生及び環境との調和に配慮した河川整備の推進 | 11 |
| 4 その他重要事項 | 12 |
| (1) 水産多面的機能発揮に資する取組の推進 | 12 |
| (2) 遊漁者確保に向けた取組の推進 | 13 |

はじめに

兵庫県の内水面漁業には、河川や湖沼などで行われる河川漁業と、ため池などで行われる養殖業があり、溪流魚をはじめ、アユ、ウナギ等の淡水性の魚類の他、カニ類やエビ類、貝類など多くの水生生物を対象としています。

本県には合計 97 水系、685 の河川があり、中国山地の東端を分水嶺として瀬戸内海と日本海に流れ、総延長は 3,494km に及びます。そのうち、主要な 13 河川に内水面漁業協同組合（以下、「漁協」という。）及び水系漁業協同組合連合会（以下、「水系漁連」という。）があり、第 5 種共同漁業権が免許された漁協及び水系漁連は、水産物の漁獲のみならず、河川環境の維持と水産資源の増殖に取り組んでいます。

河川漁業は、アユを主な対象魚種とし、その他にもアマゴやヤマメ、ニジマス、ウナギ、モクズガニ等が漁獲されており、令和 3 年の生産量は約 122 トンでした。

養殖業は、但馬や丹波、篠山ではアマゴやヤマメ、ニジマス、ワカサギ、播磨や阪神北ではコイ、ウナギ等が養殖されており、令和 3 年の生産量は約 30 トンと年々減少傾向にあります。

内水面漁業は、このように水産物の供給を担うほか、アユや溪流魚釣りを中心とした遊漁などのレクリエーションを通じて自然と親しむ機会を創出するなど、地域の文化伝承などの多面的機能を有しています。また、河川等の内水面の水域環境の保全は、豊かな海づくりにもつながる重要な役割を担っています。

このような本県の内水面漁業をめぐる状況を踏まえ、内水面漁業の振興に関する法律（平成 26 年 6 月 27 日号外法律第 103 号。以下「内水面振興法」という。）に基づき、平成 28 年に「ひょうご内水面漁業振興方策」を策定し、その振興を図ってきました。

しかしながら、本県の内水面漁業は依然として厳しい状況にあり、その取り巻く環境や社会情勢も変化しており、深刻さを増しています。このような変化に適応した内水面漁業の振興を図っていくため、残された課題や新たな課題を整理し、これまでの研究及び事業の成果を踏まえ、現状に応じた対策を図る必要があることから、現行方策を見直すこととしました。

なお、この方策は、県政の基本指針「ひょうごビジョン 2050」のめざす姿「カーボンニュートラルな暮らし」等を実現する農林水産分野の実行プログラム「ひょうご農林水産ビジョン 2030」として位置づけるとともに、国が定める基本方針に即して、おおむね 5 年を目途に見直すこととします。

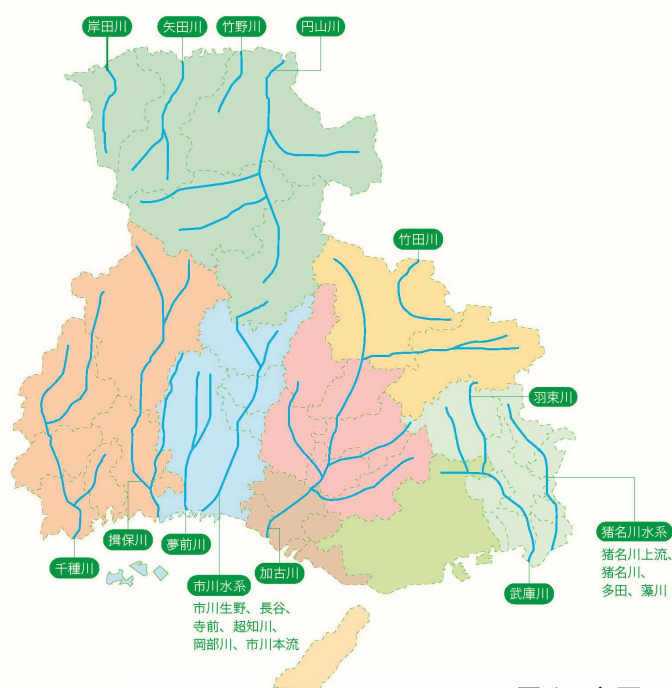
第1章 兵庫県における内水面漁業の現状

1 河川漁業

(1) 漁業協同組合

県内には21の漁協と2つの水系漁連、また、県下の漁協を会員とした兵庫県内水面漁業協同組合連合会があり、河川における様々な活動の中心的な役割を担っています(図1)。

しかし、組合員数は年々減少の一途を辿っており、平成10年には約1万2千人いた組合員も平成30年には約5千人にまで減少しています(図2)。漁協は組合員からの漁業権行使料と釣り人からの遊漁料収入等により運営しており、内水面資源の増殖や漁場管理等を行っていますが、多くの漁協では組合員の減少等により経営は年々厳しさを増しています。



| 河川名 | 県下漁協一覧 | 関係漁業協同組合 |
|-----|----------------|-------------------------|
| 猪名川 | 猪名川水系漁業協同組合連合会 | 猪名川上流、猪名川、多田、藻川 |
| 武庫川 | 武庫川漁業協同組合 | |
| 羽束川 | 羽束川漁業協同組合 | |
| 加古川 | 加古川漁業協同組合 | |
| 市川 | 市川水系漁業協同組合連合会 | 市川生野、長谷、寺前、越知川、岡部川、市川本流 |
| 夢前川 | 夢前川漁業協同組合 | |
| 揖保川 | 揖保川漁業協同組合 | |
| 千種川 | 千種川漁業協同組合 | |
| 竹田川 | 竹田川漁業協同組合 ※ | |
| 円山川 | 円山川漁業協同組合 | |
| 竹野川 | 竹野川漁業協同組合 | |
| 矢田川 | 矢田川漁業協同組合 | |
| 岸田川 | 岸田川漁業協同組合 | |

※令和5年9月現在、第5種共同漁業権は非免許

図1 主要河川図と漁協一覧

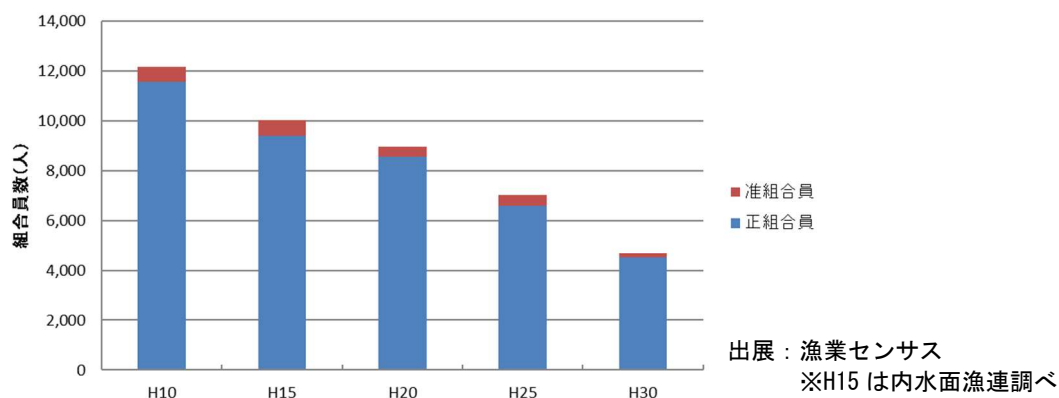
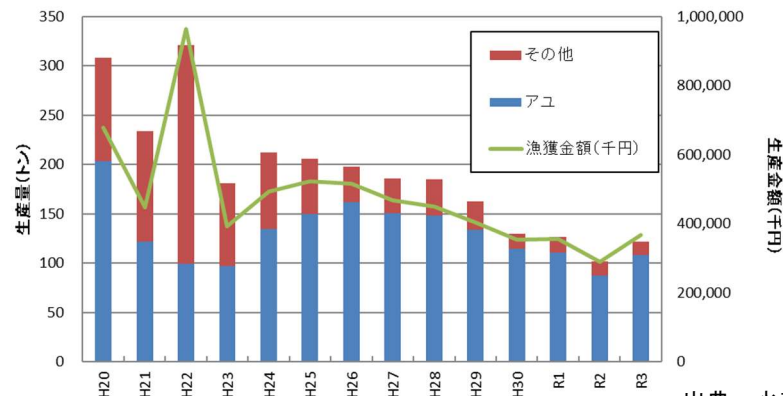


図2 内水面漁業協同組合員数の推移

(2) 生産量

河川漁業の生産量は、平成11年の約1千トン进行ピークに減少傾向が続き、令和3年は約122トンとなり、そのうち、約9割をアユが占めました(図3)。



出典：水産漁港課調べ

図3 生産量・算出額の推移

(3) 増殖事業

第5種共同漁業権を免許された漁協や水系漁連には漁業権の対象となる魚種を増殖する義務があるため、兵庫県内水面漁場管理委員会が告示する増殖基準数量(表1)に基づき、種苗放流や産卵場造成等による増殖事業を実施しています。また、このほかにも組合が独自に行っている増殖事業もあります。

表1 令和5年度増殖基準数量

| 免許番号 | 河川名 | 種苗放流 | | | | | | | | | | | | |
|------|-----|---------|------|--------|-------|--------|--------------------------|--------|-------|--------|-------|--------|--------|------|
| | | あゆ | こい※1 | ふな | うなぎ | にじます | あまご※2 | やまめ | さくらます | いわな | わかさぎ | もろこ | もくずがに | すっぽん |
| 1 | 猪名川 | 60kg | | | 5kg | 2,500尾 | 500尾 又は 4,000粒 | | | | 100万粒 | | 250尾 | 100尾 |
| 2 | 武庫川 | 100kg | | 1,000尾 | 10kg | 1,000尾 | | | | | | | | |
| 3 | 羽束川 | 40kg | | | 5kg | 1,000尾 | 1,000尾 又は 8,000粒 | | | 1,000尾 | | | | |
| 4 | 加古川 | 550kg | | 5,000尾 | 100kg | 1,500尾 | 2,750尾 又は 22,000粒 | | | | 150万粒 | 500尾 | 2,500尾 | |
| 5 | 市川 | 450kg | | 2,000尾 | 15kg | 1,000尾 | 3,000尾 又は 24,000粒 | | | | 500尾 | | | |
| 6 | 夢前川 | 40kg | | | | | | | | | | | | |
| 7 | 揖保川 | 1,600kg | | 3,000尾 | 25kg | 2,500尾 | 10,000尾 又は 80,000粒 | | | 1,000尾 | 300万粒 | 1,000尾 | 200尾 | |
| 8 | 千種川 | 2,000kg | | 2,000尾 | 20kg | | 5,000尾 又は 40,000粒 | | | | 100万粒 | 1,000尾 | | |
| 9 | 竹田川 | 30kg | | 1,000尾 | | | | | | | | | | |
| 10 | 円山川 | 400kg | | 3,000尾 | 10kg | 500尾 | 3,000尾 又は 24,000粒 | やまめに含む | | | | | 500尾 | |
| 11 | 竹野川 | 40kg | | 500尾 | 5kg | 500尾 | 500尾 又は 4,000粒 | やまめに含む | | | | | 500尾 | |
| 12 | 矢田川 | 500kg | | 1,000尾 | 10kg | 1,000尾 | 1,200尾 又は 9,600粒 | やまめに含む | | 800尾 | | 1,000尾 | | |
| 13 | 岸田川 | 100kg | | 300尾 | 5kg | | 2,000尾 又は 16,000粒 | やまめに含む | | 500尾 | | 500尾 | | |

※1 KHVにより放流自粛

※2 さつきますを含む

| 免許番号 | 河川名 | 産卵場造成 | | | | | | | | |
|------|-----|--------------|-------------|---------------|--------------|--------------|---------------|-------------|------------|---|
| | | おいかわ (箇所) | うぐい (箇所) | よしのぼり (箇所) | ぬまえび (箇所) | すじえび (箇所) | てながえび (箇所) | ひがひ (箇所) | ふな (箇所) | |
| 1 | 猪名川 | 1 | | | | | | | 1 | 1 |
| 2 | 武庫川 | | | | | | | | | |
| 3 | 羽束川 | | | | | | | | | |
| 4 | 加古川 | 3 | 2 | | | | | | | |
| 5 | 市川 | | | | | | | | | |
| 6 | 夢前川 | 1 | | | | | | | | |
| 7 | 揖保川 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | | |
| 8 | 千種川 | 3 | 2 | | 1 | 1 | 1 | | | |
| 9 | 竹田川 | | | | | | | | | |
| 10 | 円山川 | 3 | 3 | | 1 | | | 1 | 1 | |
| 11 | 竹野川 | 1 | 1 | | | | | | | |
| 12 | 矢田川 | | | | | | | | | |
| 13 | 岸田川 | 1 | 1 | | | | | | | |

(4) 遊漁

現在では遊漁が内水面漁業の中心となっていますが、アユ釣り人口の減少などから、年々遊漁券販売額が減少しており、遊漁券販売額は平成 11 年の約 2 億 4 千万円をピークに、令和 3 年には約 4 千 8 百万円となりました (図 4)。

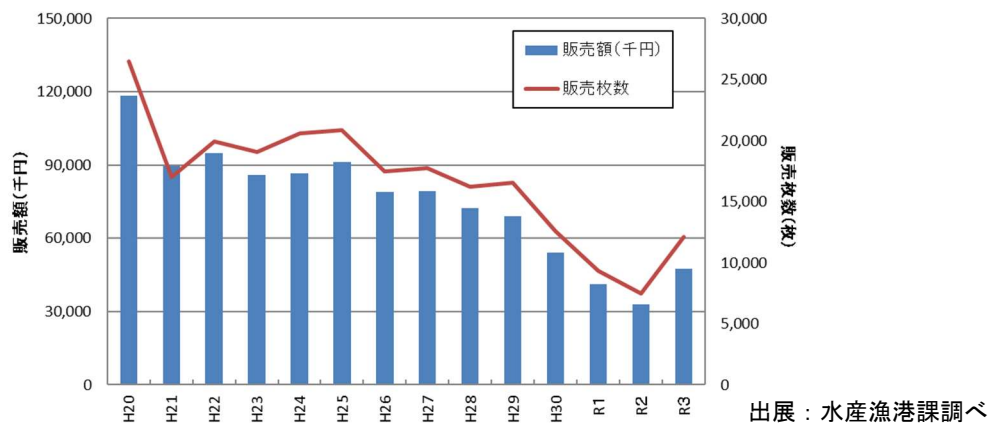


図 4 遊漁券販売の推移

2 養殖業

(1) 経営体数

兵庫県内の内水面養殖業経営体数は、平成 10 年には 67 戸でしたが、その後徐々に減少し、平成 30 年には 22 戸となりました (図 5)。

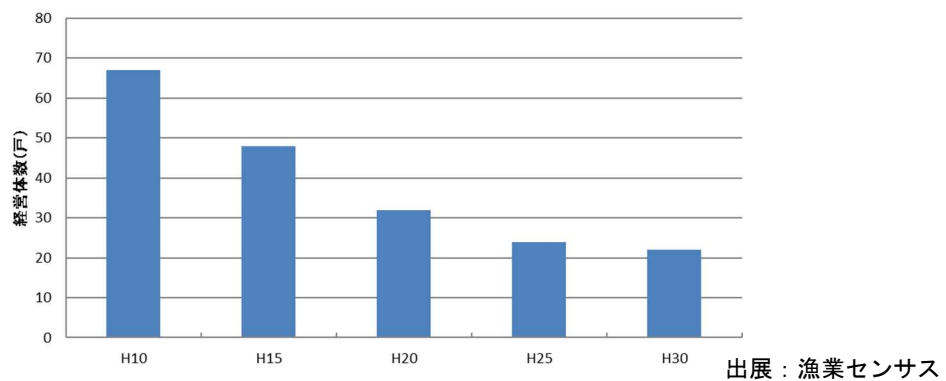


図 5 養殖業経営体数の推移

(2) 生産量

兵庫県の内水面養殖生産量の多くは、ニジマス等のマス類が占めています。全体の養殖生産量は平成8年の236トン进行ピークに、令和3年には30トンとなりました(図6)。

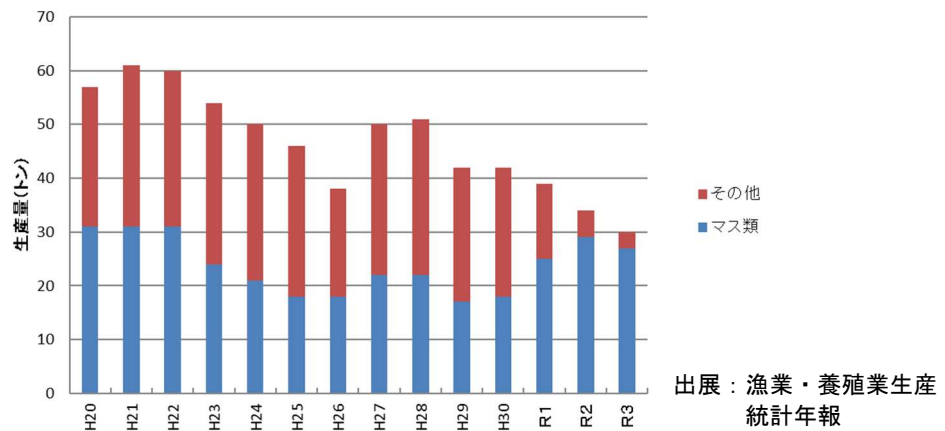


図6 養殖生産量の推移

3 内水面漁業における多面的機能

内水面漁業は、古くから内陸部において良質なタンパク質を供給し、各地の食文化を伝える重要な役割を担っているほか、漁場環境の保全・管理を通じて、釣り場や自然体験により憩いの場や河川環境の大切さを県民に提供するなど多面的な機能により豊かで潤いのある県民生活の形成と併せて地域振興に貢献しています。

また、河川等の漁場環境を保全・管理することにより、栄養豊富な水が絶え間なく海に供給されることで、豊かな海づくりに寄与する重要な役割も担っています。

しかし、漁業者の高齢化や河川流域の人口の減少等の問題が深刻化するに従い、内水面漁業が有している多面的機能の発揮に支障が生じています。

第2章 内水面漁業振興に向けての方策

1 基本的方向

内水面漁業の生産力の発展による水産物供給機能の向上及び河川等の漁場環境の適切な保全・管理を図り、同漁業の有する多面的機能を適切かつ十分に発揮させることで、内水面漁業の健全な発展のみならず豊かな海づくりにつなげます。また併せて、将来にわたって県民がその恵沢を享受し豊かで潤いのある生活形成に寄与することを踏まえ、国、県、市町及び漁協等の関係機関・団体が必要に応じて協議、調整することにより連携を強め、当該漁業の振興に必要な施策を総合的に推進します。

2 内水面水産資源の回復及び内水面漁業の健全な発展

生産量の減少をはじめ、組合員や遊漁者の減少など様々な問題を解決していくには、内水面水産資源の回復が重要です。そこで、以下に掲げる施策等の推進により、水産資源の回復を図り、内水面漁業の健全な発展を目指します。

(1) 内水面水産資源の増殖及び養殖の推進等

内水面水産資源の増殖及び養殖の推進を図るため、内水面水産資源の増殖技術の研究開発に取り組み、生息環境改善の手法や放流効果の高い種苗生産技術など、得られた成果が広く活用されるよう普及啓発に努めます。

また、水害等により内水面水産資源が被害を受けた場合には、国の制度を活用し、資源回復のための種苗放流等に係る負担軽減を図ります。

① 資源の増殖

第5種共同漁業権が免許されている河川は、兵庫県内水面漁場管理委員会による増殖基準数量が告示されていることから、今後も漁協等と連携し、概ね5年を目途として、この数量が維持、継続されるよう資源の維持増大に努めます。

内水面漁業の最重要魚種であるアユについては、近年漁獲量の減少が続いているため、県内漁協（あゆ赤ちゃんセンター等）が行う健全な人工種苗の生産、放流を推進するとともに、汲み上げ放流等による天然種苗の有効活用（図7）や産卵場造成など天然資源の増大を目指した取組を推進します。

また、天然遡上が減少している河川では、ふ化後の稚アユの動態把握調査や親魚放流など、稚アユの遡上量増大につながる実効性のある取組を推進します。

若者を中心とした遊漁者からの人気の高いアマゴ等の溪流魚については、効率的な発眼卵放流が可能となった地域もあることから、引き続き、これらの放流を推進し、拡大することで資源の増殖を図ります（図8）。

さらに、ウナギ（ニホンウナギ）は、平成26年に環境省の絶滅危惧種に指定（平成27年6月には国際自然保護連合が絶滅危惧種に指定）されるな

ど、近年、国際的に資源量の減少が著しい状況にあります。

このような情勢を受けて、ウナギ養殖業に用いられるウナギ稚魚(以下「シラスウナギ」という。)は、漁業法に基づき特定水産動植物に指定(令和5年12月施行)され、さらに特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律に基づき特定第一種水産動植物に指定(令和7年12月施行)されました。

これらの制度を確実に現場実装することにより、適法に漁獲されたシラスウナギの流通を目指すとともに、ウナギ資源の持続的な利用を確保するため、シラスウナギ採捕の適正な管理や、石倉の設置など漁業者が行う資源増殖を目指した取組を推進します。

その他、上記以外の魚種についても、本来の内水面生態系のバランスの保持に配慮した資源の増殖を推進します。



図7 アユの汲み上げ放流(越知川)



図8 アマゴの発眼卵(加古川)

② 内水面養殖業

内水面養殖業の振興を図るため、水産技術センターでは新たな養殖技術の開発を検討するとともに、県下養殖業者に対する技術支援や適切な水産用医薬品の使用に関する指導等を実施し、より安全で安心な水産物の提供を目指します。また、品質の向上等、付加価値を高めることによる養殖魚のブランド化を推進するとともに、現在、限られた地域で根付いているブランド製品の新たな需要開拓を促します。

一方、ウナギ養殖業では、前述のとおり国際的な資源減少の情勢から資源管理の強化が必要となったため、平成27年6月から農林水産大臣による許可制が導入されました。

さらに、陸上で営む養殖業は、新技術を採用したものが散見されますが、養殖施設では、排水等に伴う周辺環境への影響等の知見が不十分であることから、令和5年4月1日から農林水産大臣への届出制が導入され、県内では15業者が届出されています(令和6年3月31日時点)。

このような社会情勢を受けて、県としても国と連携しながら、養殖業を持続的かつ健全に発展させていくため、内水面振興法に基づき、それぞれの養殖業の状況を把握し、適切な指導等に努めます。

③ 増殖・養殖を支える種苗の安定確保

増殖を必須の要件とする内水面漁業制度の根幹となる増殖用種苗の安定確保のため、県内のアユ種苗放流量の約7割を生産するあゆ赤ちゃんセンターには内水面漁業センターによる技術指導を継続し、県内漁協から求められる質の高い健全なアユ種苗の生産に取り組みます。

また、近年需要の高まるサケ科魚類の養殖用種苗の確保には、本県海面養殖業者が県外から種苗を入手している現状を踏まえ、水産技術センター等が産地の種苗生産状況等を情報提供するなど助言指導を行い、増殖種苗の安定確保に努めます。

さらに、養殖用種苗を生産する意向のある県内種苗生産者には、内水面漁業センター等が開発した技術を普及啓発し、安定した種苗生産を支援します(図9)。



図9 内水面漁業センターでの養殖業者への指導(左:施設説明、右:ニジマスの採卵指導)

(2) 特定外来生物等による被害の防止措置に対する支援等

内水面漁業生産量の減少要因の1つとして、特定外来生物等による食害が挙げられます。特定外来生物等による水産資源に対する被害を防止するため、外来魚やカワウ等の防除対策を推進し、生産量の維持・増大を目指します。

また近年、東播磨地域や淡路地域の河川等では、ナガエツルノゲイトウが繁茂し、漁場の機能低下が深刻化していることから、関係機関等と連携し、駆除方法等の普及啓発を図ります。

① カワウ対策

近年特に被害が広域化、深刻化しているカワウ(図10)は、日本全国に約9.3万羽が生息し、約93億円の漁業被害が発生^{*1}していると推定されます。兵庫県内では令和4年現在で約5,500羽が生息^{*2}し、アユ等の有用魚種の捕食により約5億5,000万円の漁業被害が発生していると推定しています。

カワウは移動が広範囲に及ぶため、広域的な対策を継続して進めてきましたが、これまでの個体数調査から、飛来数の多い冬期では平成26年の約5,800羽から徐々に増加傾向にあります。このため、関西広域連合による関西地域カワウ広域管理計画(第4次)を軸に、本県が令和6年4月策定の兵庫県第二種特定鳥獣(カワウ)管理計画の「漁業被害の軽減及び人との軋轢の解消を図る」とする目標に基づき、生息状況、移動追跡及び被害

状況の調査により繁殖地及び移動状況の情報収集し、ねぐら及びコロニーの規模や立地条件等に応じた対策を推進していきます。さらに既存の取組を検証して、実効性のある取組を継続しながら、関係漁協や流域自治体とも連携を強め、新技術による防除技術の検証により、より効果的かつ全県的な対策に努めていきます。

※1 特定鳥獣(カワウ)の保護管理にかかる研修会資料(令和5年6月)

※2 関西広域連合調べ(令和4年平均)



図10 揖保川流域のカワウ(左:群れで飛ぶ様子、右:河原で羽を休める様子)

② 外来魚対策

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律で、特定外来生物に指定されているオオクチバス・コクチバス等は、池等への持ち込み禁止の徹底やキャッチアンドキープ等の継続した防除活動など実効性のある対策を関係機関と連携し推進します(図11,12)。また、生息数の減少水域でのリバウンド防止技術や侵入初期での定着防止技術といった最新の駆除技術等は、漁協等への情報提供に努めその普及を図っていきます。



図11 外来魚の駆除に使用するショックカーボート(佐中ダム)



図12 駆除されたオオクチバス(佐中ダム)

(3) 内水面水産資源への伝染性疾病の予防等

内水面水産資源への伝染性疾病の予防及びまん延防止のため、特に県外産の種苗等を放流する際は、細心の注意を払うよう漁協等を指導するとともに、迅速な診断法及び治療技術の導入を図り、漁業者に必要な情報を提供します。

① アユ冷水病

内水面漁業で最も重要な魚種であるアユに深刻な影響を与える冷水病については、水産技術センターによる放流稚魚の保菌検査（図 13, 14）や飼育管理の指導等を通じて発病の軽減に努めます。

② コイヘルペスウイルス病

ニシキゴイ等のコイ養殖に甚大な被害を及ぼすおそれのあるコイヘルペスウイルス（KHV）病については、内水面漁場管理委員会の指示によってコイの持ち出しの禁止及び持ち込みを制限することで、まん延防止に努めるとともに、発病が確認された場合には「兵庫県コイヘルペスウイルス病防疫対策指針」に基づいて迅速かつ適切に対応します。

③ エドワジエラ・イクタルリ感染症

エドワジエラ・イクタルリ感染症は、夏場の水温の高い時期にアユ等に大きな影響を及ぼす細菌病として知られており、水産技術センターによる放流稚魚の保菌検査等によりまん延の抑制に努めます。



図 13 アマゴの魚病検査（内水面漁業センター）



図 14 冷水病に罹患したアユ（内水面漁業センター）

3 内水面における漁場環境の再生

内水面水産資源の減少要因の一つとして、漁場環境の悪化が考えられることから、その再生が大きな課題となっています。

漁場環境の再生に関する施策は、河川のほか、森林や農地など関係する施策が多岐にわたるため、次に掲げる事項については、河川整備基本方針や河川整備計画等との整合を図った上で、必要に応じて関係機関と協議、調整しながら、連携して推進していきます。

（1）森林の保全等による良質な水の確保

主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林等は、水源涵養機能の維持増進を図る重要な役割を果たしているため、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育、間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させることで、腐葉土が誕生し、保水力を高める施策を推進します。

また、ダム上流部等でも、水源涵養機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進します。

さらに、農薬の使用低減等を図る環境創造型農業の推進などにより、内水面水産資源の生育に資する水質の確保を図ります。

(2) 内水面水産資源の生育に資する施設の整備

河川を生育、生息、繁殖の場とする生物にとって、遡上、降下など自由に移動できる環境が重要であるため、治水安全上支障のない範囲での魚道の整備や水際の水生植物の保全など、縦横断的に移動ができる連続性の改善に努めます。また、水田と河川との連続性に配慮した整備等を行うことにより、自然との共生及び環境との調和に配慮します。

例えば、但馬地域の河川では、農業農村整備事業で地域住民、漁協及び高校生が参画して「清流の郷づくり」が進められています。この取組では、段差が大きく魚の遡上が困難な井堰に簡易で効果的な「水際の小わざ魚道(図15)」を3河川15カ所に整備(令和6年3月31日時点)し、川とふれあう体験を通して河川への理解を深め、地域全体で持続可能な河川環境の保全・再生を図っています。このような先導的な取組が促進されるよう関係機関との連携を進めていきます。

さらに、アユ、溪流魚等の産卵場となる礫底の造成、コイ、フナ、その他魚類等の隠れ処となる「粗朶(そだ)」等の設置、ウナギをはじめとする様々な水産動植物の住み処となる「石倉(図16)」の設置等を支援します。



図15 水際の小わざ魚道(岸田川)



図16 石倉の設置状況(加古川)

(3) 自然との共生及び環境との調和に配慮した河川整備の推進

河川環境の整備と保全に関しては、これまでの流域の人々と河川との歴史的、文化的な関わりを踏まえ、良好な河川景観を整備、保全するとともに、多様な動植物が生息、生育、繁殖する豊かな自然環境を次世代に引き継ぐよう努めます。

このため、河川法に基づく河川整備基本方針及び河川整備計画並びに「ひょうご・人と自然の川づくり基本理念・基本方針(平成8年兵庫県)」に位置づけられた「多自然川づくり」に則って、良好な河川環境の整備と保全に努めるとともに、河川工事等により河川環境に与える汚濁水などによる影響の回避、低減に努め、動植物の生態や水質への影響に配慮し、良好な河川環境の維持、再生を図ります。

例えば、武庫川水系では、計画段階から生物多様性の保全に向けた対応方針を明らかにした「2つの原則（①流域内で種の絶滅を招かない、②流域内に残る優れた「生物の生活空間」の総量を維持する）」を設け、この原則を適用して、生息環境に与える影響を可能な限り回避・低減または代替できる措置を講じることで自然環境の保全・再生を図っています。

このような新たな環境対策の事例が促進されるよう、必要に応じて内水面漁業センター等の関係機関との連携を進めていきます。

また、人と河川との豊かな触れ合いの確保に向け、流域の人々の生活の基盤や歴史、文化、風土を形成してきた河川の恵みを生かし、自然環境との調和を図りながら、河川の保全に努めます。さらに、コロナ禍では三密を回避したアウトドアアクティビティが注目されたことから、アユ、ニジマスとのふれあい（つかみ取り）等多様なレクリエーションや伝統行事のほか、環境学習の場の提供など、水辺空間や河川敷地利用に関する多様なニーズに応えるため、地域に親しまれる河川整備を推進します。

4 その他重要事項

(1) 水産多面的機能発揮に資する取組の推進

内水面漁業が有する多面的機能の効果的、効率的な発揮のため、自然環境の保全、学習の場や交流の場の提供、文化の伝承など、漁業者等が実施する地域の取組を関係する自治体とともに推進することにより、内水面漁業の再生と地域の活性化を図り、ひいては漁業者の確保に努めます。

① 自然環境の保全

河川（敷）清掃や水生生物のすみ処となる石倉や粗朶の設置等、漁業者や地域住民が取組む自然環境の保全に資する河川整備等の活動を支援します。

② 学習・交流の場の提供

自然環境学習や漁業体験等を通じて、多くの人々が内水面漁業に親しみを持てるよう、漁業者と交流できる活動を推進します。

また、内水面漁業センターでは、年間約 530 人の地元小学生児童等を対象に、アマゴ・ヤマメの採卵体験や炭火焼き体験を実施しており、引き続き、生命を大切にすることを育む道徳教育や、地元の魚に親しみを持ってもらえるよう、魚食普及活動に取り組んでいきます（表 2、図 17,18）。

表 2 内水面漁業センターの直近 3 年間の来訪人数

| 年度 | 一般 | 行政関係 | 漁業関係 | 学校関係 | 総計 |
|-------|-------|------|------|-------|-------|
| R3 年度 | 187 名 | 26 名 | 54 名 | 136 名 | 403 名 |
| R4 年度 | 284 名 | 54 名 | 80 名 | 190 名 | 608 名 |
| R5 年度 | 221 名 | 35 名 | 58 名 | 257 名 | 571 名 |

③ 文化の伝承

内水面水産資源を用いた料理教室や食育体験等を通じて、地域の食文化や漁村の伝統文化の継承に資する活動を推進します。

④ 豊かな海への関係

河川（敷）清掃や森林保全また環境保全等は、河川等を豊かにするだけでなく河川からつながる海域にも寄与することから、河川等の環境保全の取組を推進します。

また、令和5年度に設立された「ひょうご豊かな海づくり県民会議」を介して、次代を担う子どもたちをはじめ多くの県民に、豊かな海に関係した川づくり活動への意識醸成を図っていきます。



図 17 ヤマメの炭火焼き体験（内水面漁業センター）



図 18 アユつかみ取り体験（猪名川支流）

（2）遊漁者確保に向けた取組の推進

河川環境の保全、維持のためには、漁協の取組が不可欠であり、これら漁協の存続には遊漁者の確保が重要です。

また県内の内水面の遊漁者は、令和3年時点には年間延べ25万人を上回り、その経済効果（観光消費額）は年間約14億円規模と推定[※]されることから、遊漁者の確保が地域の振興にも大きく貢献すると考えられます。

そこで、近年は、SNS等による情報発信の役割や効果が急速に高まっているため、新たな遊漁者層の獲得が期待できる電子遊漁券システムの導入といったICTの活用を推進します。

また、漁協による地元河川でのイベント等の開催により、地域内外の人に釣りの楽しさを体験してもらうとともに、地域外で開かれる釣具メーカー等主催のイベントで、県内河川の魅力を情報発信することなどにより、遊漁者の確保と維持、増大に努めます。

※ 令和3年度兵庫県観光客動態調査報告書から以下のとおり抽出

内水面遊漁者による観光消費額＝A×B×0.181^{注1}×0.408^{注2}

（観光消費額：観光客が支出する交通費、宿泊費、土産品費、飲食費、その他費用の合計額）

A：兵庫県内観光消費総額（8,232億円）／観光客総入込数（85,647千人）・・・9,612円

B：自然を目的とした観光入込客数・・・1,963千人

注1）平成28年社会生活基本調査（生活行動、男女、スポーツの種類別行動者数（10歳以上）全国、都道府県）から引用：
兵庫県での釣り人数515千人・・・①

平成 28 年度兵庫県観光客動態調査報告書（自然を目的とした観光入込客数）から引用：
全県の自然を目的とした観光入込客数 2,843 千人・・・②
よって、①/②より、兵庫県観光客動態調査報告書(自然を目的とした観光入込客数)の 18.1%が釣り人と推定

注 2)「日本における海面と内水面の釣り人数および内水面の魚種別の釣り人数」日本水産学会 2019 から引用
2015 年の海面推定釣り人数 487.5 万人、内水面推定釣り人数 336.0 万人より、内水面遊漁者数は遊
漁者数全体の 40.8%と推定。

附 則

平成 28 年 3 月 9 日 計画策定
令和 6 年 12 月 11 日 計画改正